

自宅外通学支給早期化について

給付奨学金は、自宅通学/自宅外通学の別により支給額が異なります。自宅外通学の金額を希望する方は、所定の手続きを行う必要があります。

原則、自宅外通学の手続きは入学後に行っていただくこととしていますが、事前の手続きにより、奨学金の初回振込から自宅外通学の金額を受け取ることも可能です。事情により早期支給を希望する方は、以下の手続き期間を参考に、余裕をもって学生生活課学生支援係まで相談してください。

※入学後、所定の期限内に手続きを行えば、採用月に遡って自宅外通学の金額を支給されますので、入学前に手続きを行う場合と比べて受け取ることのできる総額は変わりません。

※入学後に自宅外通学の手続きを行う方の手続き方法については、本学入学後に「進学届」提出の手続きを行っていただき、正式に奨学生として採用された際に改めてご案内します。

早期手続き対象者

高等学校等でJASSO奨学金予約採用に申請し、給付奨学生採用候補者になった者のうち、次の要件を全て満たす者

- ①支援区分Ⅰ～Ⅳに該当する、または、支援区分「多子世帯」に該当し、かつ貸与第一種奨学生採用候補者となっている者
- ②4月以前から自宅外通学の要件を満たし、賃貸借契約書等の証明書類を提出できる者
- ③以下のいずれかの試験に合格した者
 - ・高大接続カリキュラム開発プログラムに基づく特別入試
 - ・総合型選抜 探求力入試「Q」
 - ・学校推薦型選抜
 - ・一般選抜（前期日程）

※第3年次編入学入試、一般選抜（後期日程）は対象外

手続き期間

2月27日（金）～3月13日（金）